

## 就業規則規定例

### ・時間単位の年次有給休暇を設ける場合の就業規則規定例

すべての従業員を対象とし、時間単位年休の日数は上限の5日、時間単位年休の1日の時間数は8時間、7時間、6時間（所定労働時間が異なる短時間勤務者が存在することを想定）、時間単位年休の時間の単位は1時間、支払う賃金額は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の場合。

（年次有給休暇の規定が前条にあり、時間単位年休の場合も前条と同様の請求手続き、次年繰越、時季変更権の行使等の規定が有ることを前提としています。）

（就業規則と同様の内容の労使協定が締結されている必要があります。）

（時間単位の年次有給休暇）

第 条 労使協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。この5日には、前年の時間単位年休に係る繰越し分を含める。

(1) 時間単位年休付与の対象者は、すべての従業員とする。

(2) 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は次のとおりとする。

所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者 6時間

所定労働時間が6時間を超え7時間以下の者 7時間

所定労働時間が7時間を超え8時間以下の者 8時間

(3) 時間単位年休は、1時間単位で付与する。

(4) 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

(5) 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。